平成２２年（フ）第３４号
静岡県賀茂郡河津町峰895―23
債務者　岡野研一郎
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第３５号
静岡県賀茂郡河津町峰895―23
債務者　岡野　敦子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第２２２２号
名古屋市千種区神田町13番16号　神田ハイツ２Ｈ号
債務者　西川真美子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３３３号
愛知県小牧市中央５丁目234番地　ネオハイツ小牧中央404号
債務者　大崎　定夫
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１７号
三重県桑名市三ツ矢橋36番地15　キャッスルハイツ桑名302号
債務者　坂下眞奈美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
三重県四日市市堀木２丁目12番10号
債務者　川鍋　光一
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
三重県四日市市楠町南五味塚782番地２
債務者　大島　優雅
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２２７号
三重県桑名市大字東野126番地
債務者　南部　伸一
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
三重県桑名市大字大福387番地１
債務者　清水　浩三
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
三重県四日市市大井手１丁目２番17号
債務者　市川　千恵
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
三重県四日市市京町14番16号
債務者　中谷　　覺
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
三重県四日市市大井手１丁目３番２号
債務者　原田　　明
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
三重県四日市市大井手１丁目３番２号
債務者　原田　節子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
三重県四日市市南いかるが町11番２号、前住所三重県四日市市大井手１丁目３番２号
債務者　稲垣亜矢子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
三重県四日市市河原田町308番地１
債務者　片山　浩一
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２４２号
三重県四日市市安島２丁目４番41号
債務者　田中つや子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２４３号
三重県桑名市大字上野43番地20
債務者　安江　直子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２４４号
三重県三重郡菰野町大字菰野2689番地　中里ガーデンテラス105号
債務者　山科　早苗
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係